

医師（医療職）の募集について

1 採用官職

法務技官（医師）

※常勤の国家公務員となります。

2 募集人数

1名

3 採用予定日

随時（応相談）

4 業務内容

被収容者（外国人）の診察及び健康相談業務

5 勤務条件

（1）勤務地：東京出入国在留管理局横浜支局

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

（2）勤務時間：平日 09:00～17:45（7時間45分）

※ 土曜日及び日曜日、祝休日法による休日勤務及び年末年始

（12月29日から1月3日まで）は、原則として、勤務の必要はありません。

※ 原則として、当直勤務はありません。

※ 大学医学部等における研修・研究については、一定の条件を満たす場合には広く認めています。

（3）給与： 一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）を適用し、職務経験等を考慮して俸給を決定します。

このほか、次のような諸手当が支給されます（月額は今和4年1月現在の同法等の規定によるものであり、変更される場合があります。）。

ア 扶養手当 扶養親族のある者に支給。子1人につき月額10,000円等

イ 住居手当 借家に居住する場合に月額最高28,000円

ウ 通勤手当 交通機関等を利用する場合に一月あたり最高55,000円

エ 地域手当 俸給及び扶養手当の16%を毎月支給

オ 期末手当・勤勉手当 勤務期間及び勤務成績に応じて支給

（4）休暇： 人事院規則に基づき、年次休暇のほか、夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等の特別休暇制度があります。

なお、年次休暇は毎年1月1日に20日が付与されることとなっており、採用年の年次休暇付与日数は採用日によって異なります。

（5）福利厚生： 国家公務員共済組合に加入します。

共済組合制度では、全国の医療機関や宿泊・保養施設の利用に様々な便宜が図られています。

また、法定の要件を満たす業務中又は通勤中の事故に対しては、国家公務員災害補償法による補償が実施されます。

6 応募資格

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 日本の医師免許を有し、臨床研修修了程度の臨床能力を有すること
- (3) 国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと
- (4) 定年年齢（65歳）未満であること
- (5) 入国管理行政に理解のある者

7 応募方法

採用担当まで以下の書類を郵送により提出願います。

- (1) 履歴書及び経歴書（写真添付）1通
- (2) 医師免許証（写し）1通

8 選考方法等

書類選考を実施の上、合格者に対してのみ筆記試験（小論文）及び人物試験を実施します。

【採用担当】

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 職員課人事第二係

電話番号：0570-034-259